

いわゆる1047名問題に関する和解の成立について

平成22年6月28日

国土交通大臣談話

1. 本日、最高裁判所において、鉄道・運輸機構といわゆる1047名問題の原告のうち904名との間で、裁判上の和解が成立いたしました。

2. この問題については、本年4月9日、民主党、社会民主党、国民新党及び公明党の四党から、人道的観点からの解決案について申し入れがありました。

政府としては、同日、四者・四団体（原則原告団910名全員）が、次の事項について了解し、その旨を正式に機関決定することを条件として、これを受け入れることを表明しました。このことは、四党も了解されたところで

- ① 解決案を受け入れること。これに伴い、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げること。
- ② 不当労働行為や雇用の存在を二度と争わないこと。したがって、今回の解決金は最終のものであり、今後一切の金銭その他の経済的支援措置は行われな
- ③ 政府はJRへの雇用について努力する。ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと。

その後、5月17日、四党から、原告のうち904名について、それぞれこの条件について了解し、受け入れることを承諾する旨の文書が提出されたことを受け、5月18日には、政府としてこの解決案を正式に受け入れ、同日、私から鉄道・運輸機構に対し、この解決案に沿って問題の最終解決を図るべく、裁判上の和解を行うよう指示していたところです。

3. 今回の和解の内容は、四党から申し入れのあった解決案及び政府と四党で了解した解決案受け入れの条件に沿ったものです。6月30日には、鉄道・運輸機構から原告に対し解決金が支払われるとともに、原告は訴訟を取り下げることとなります。

4. 四党から解決案について申し入れがあった際にも申し上げましたが、国鉄改革は、経営が破綻した国鉄を分割・民営化することにより、その鉄道を我が国の基幹的輸送機関として再生することを目的とした戦後最大の行政改革と認識しており、23年以上を経た今日、国鉄改革は、国民に対して大きな成果をもたらしたものと考えております。

しかし、一方で、国鉄改革は、約7万4千人の方が鉄道の職場を去り、鉄道の職場に残られた方々でも、約5400人の方々が北海道、九州を離れ、本州の地で生活を始めなければならなかったなど、大きな痛みを伴いました。国鉄改革は、こうした方々のご理解とご協力、そして現在まで続くご労苦の上に初めて成り立ったものであり、改めて深く敬意を表します。

5. こうした中、本問題は、当時の国鉄によるJRへの採用候補者名簿不登載に端を発し、最終的に平成2年4月1日に国鉄清算事業団を解雇された方々と国鉄清算事業団（現鉄道・運輸機構）との間で争われてきたものです。解雇から20年以上が過ぎた今、多年にわたる争いがほとんどの原告との間で終結したことは、人道的観点から喜ばしいことでもあります。

6. 国土交通省としては、今後とも、未だ完全民営化を果たしていないJR三島会社（JR北海道・四国・九州）やJR貨物の経営の自立をはじめ、国鉄改革に関する未解決の課題への取組みを強化し、その完遂に全力を挙げてまいります。

鉄道・運輸機構といわゆる1047名問題の原告904名との間の最高裁における和解の内容（概要）

1. 解決金の支払い

- ・鉄道・運輸機構は原告側に対し、解決金として、総額約170億円（注）を、平成22年6月30日限り支払う。

（注）平成22年4月9日に四党から申し入れのあった解決案に沿った金額約199億円から、原告側がこれまでの判決に基づき鉄道・運輸機構から支払いを受けた金額約29億円を差し引いた金額

2. 訴えの取下げ

- ・原告側は、平成22年6月30日限り、各訴えを取り下げる。

3. 請求の放棄、将来の不係争、債権債務の不存在

- ・原告側は、鉄道・運輸機構に対するその余の請求を放棄する。
- ・原告側は、国鉄改革に伴うJRへの不採用に関する不当労働行為及び雇用の存在について、鉄道・運輸機構に対して今後争わない。
- ・鉄道・運輸機構及び原告側は、その他本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認する。